平成２７年（フ）第９７４号
横浜市南区永田東２丁目33番15号　ベルオーク永田東102号
債務者　加邉　恭子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８５号
横浜市戸塚区小雀町2015番地　エクセレントＳ－Ⅱ－201号
債務者　平瀬　勇太
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８６号
横浜市戸塚区小雀町2015番地　エクセレントＳ－Ⅱ－201号
債務者　平瀬　　恵
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２０号
神奈川県茅ヶ崎市堤81番地２　米山ハイツＢ棟201
債務者　星野　良英
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０４９号
横浜市中区寿町３丁目10番地10　ＳＫＲビル月見荘228号室
債務者　五十嵐由和
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６３号
栃木県宇都宮市御幸町358番地２　グリーンヒルズ202、前住所栃木県宇都宮市戸祭町2648番地
債務者　渡辺　　繁
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月21日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６６号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目４番13号ニューウィング谷201、住民票上の住所栃木県河内郡上三川町大字西汗1706番地10
債務者　寒河江一美
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時40分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６９号
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1030番地３
債務者　今田　惠子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７０号
栃木県宇都宮市中里町273番地２　サンヴェール102
債務者　大森　好子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７２号
栃木県日光市森友1127番地79
債務者　福田　恭子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月11日午後４時40分　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７３号
栃木県宇都宮市西一の沢町１番８号　セカンドカームハイツ101号室、前住所栃木県宇都宮市新町２丁目８番20号　新川マンション11号
債務者　杉田　羨子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月４日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４号
岐阜県高山市花里町５丁目17番地
債務者　大塚　　敦
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月24日午後１時30分　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
岡山市北区今８丁目10番28号305号、旧住所大阪府堺市堺区寺地町東３丁１番30号フェリスビラ402号
債務者　井上　尊人
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２３号
岡山市北区**棉**津594番地12
債務者　藤原　弘一
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月29日午前10時30分　岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２７２号
岡山市北区青江４丁目３番23号　Ａコートヴィレッジ Ⅱ302
債務者　森上　栄子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月30日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部